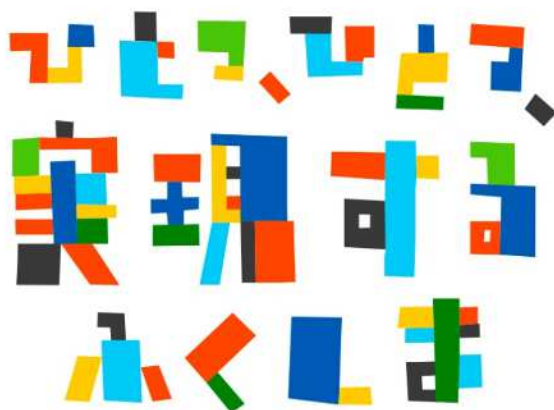


ふくしまの復興・再生に向けた要求書

【令和6年10月】



福島県町村会
会長 宮田 秀利

福島県町村議会議長会
会長 角田 真美

ふくしまの復興・再生に向けた要求

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」）から13年半余が過ぎる。

将来にわたり居住を制限するとされた帰還困難区域では、帰還意向のある住民が特定復興再生拠点区域（以下、「拠点区域」）外にある自宅へ帰還できるよう特定帰還居住区域が創設され、拠点区域とともに帰還・居住に向けた整備が進められているなど、当県復興は着実に前進している。

しかしながら、当県が真の復興を果たすには、東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉が安全かつ着実に進められることが前提となるが、その廃炉には30年以上の期間を要し、さらに、ようやく着手された燃料デブリの試験的取り出しは、機材の不具合で中断しており、最終工程となる大規模取出しの実現には多くの困難が見込まれるなど、予断を許さない状況にある。

よって、東京電力は、当県復興が決して後退することがないように、安全を最優先に、常に緊張感をもって廃炉作業に取り組むとともに、事故原因者の責務として、当県が真の復興・再生を果たせるよう、次の事項について強く要求する。

1. 福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みにあたっては、安全を最優先に、常に緊張感をもって着実に取り組むこと。
- (2) 福島第一原子力発電所の廃炉にあたっては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。特に、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業にあたっては、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないようにするとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理にしっかりと取り組むこと。
- (3) 中断している燃料デブリの試験的取り出しの早期再開に向け、機材の不具合を解消するとともに、作業にあたっては協力会社任せにせず、東京電力自らが安全かつ確実に実施すること。また、ロボットアームの開発を着実に進めたうえで格納容器の内部調査等進めるとともに、進捗状況を丁寧に情報発信すること。
- (4) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、国とともにその処理・処分方法の具体的な検討を進め、県外において適切に処分すること。
- (5) 頻発する自然災害に備えるため、施設・設備等の地震・津波等自然災害対策に一層取り組むとともに、設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って主要設備を含む発電所全体の施設・整備の信頼性向上に向け、作業を自動化できるシステムの構築など、必要な対策を講じること。
また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を一層進めること。
- (6) 作業員が放射性物質により身体を汚染する事案が繰り返し発生していることから、現場管理体制の充実強化や遠隔で監視できる設備の導入など、設備面での被ばく低減対策に取り組むこと。また、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策など、作業員が安定的に、安心して働くことのできる労働環境を一層整備すること。
- (7) 相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっていることから、安全・安心を基本とした姿勢を全社員に徹底させること。
- (8) 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組み、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、当県に対する風評払拭・不安の解消に努めること。

2. ALPS 処理水の海洋放出に関する責任ある対応

- (1) ALPS 処理水の海洋放出は、廃炉が完了するまでの長期にわたることから、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理過程の透明性を確保したうえで確実に実施し、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策の強化に引き続き取り組むこと。
また、設備や海域モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。
- (2) 海域モニタリング結果等に加え、ALPS 処理水の測定結果や希釈放出設備の運転状況など、国内外に正確で分かりやすい情報発信に努めること。
- (3) 県内には風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見があるうえ、一部の国による輸入規制の強化による影響が生じていることから、農林水産業や観光業をはじめとする県内の幅広い業種に対する万全な風評対策に一層取り組むこと。
なお、風評被害が生じた場合の賠償にあたっては、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、被害者に寄り添った確実な賠償を行うこと。
- (4) 処理水の元となる汚染水の発生量について、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に着実に取り組むなど、さらなる低減に向けた取組を進めること。
- (5) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。
- (6) ALPS スラリーの漏えいリスク低減のため、安定化処理設備の整備に向けた取組を一層進めること。
- (7) 敷地内に設置されているタンクの安全対策等を徹底すること。
また、海洋放出により空になったタンクの解体にあたっては、作業員の被ばく対策など作業手順や作業管理を徹底するとともに、中長期的なタンクの解体計画・敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うこと。

3. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (2) 当県の実情や被害者の声を把握したうえで、誠意をもって賠償を行うとともに「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を賠償に携わる全ての者に徹底・厳守させること。
- (3) 賠償請求手続に係る被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求できるよう、必要な相談体制を確保し、請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行うこと。
- (4) 商工業等に係る営業損害の一括賠償にあたっては、原子力災害との因果関係の確認にあたり個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な方法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意をもって対応すること。
また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行うこと。
- (5) 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情も把握したうえで、損害の範囲を幅広くとらえ、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。
- (6) 農林水産業に係る営業損害については、県産品に対して国内外を問わず風評被害が発生し続けている状況を踏まえ、十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。また農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

- (7) 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等への丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実にすること。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。
- (8) 帰還困難区域はもとより、避難指示解除区域、旧緊急時避難準備区域等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実にかつ迅速に行うこと。
- (9) 避難生活の長期化により管理や使用が困難となった財物の価値の減少や喪失等について、被害者の生活や事業の再建を最優先する観点から、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にすること。
- (10) 帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
- また、避難指示解除から相当期間経過後も賠償の対象となる「特段の事情がある場合」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握したうえで、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。
- (11) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を事故原因者としての自覚をもって積極的に受け入れ、確実にかつ迅速に賠償を行うこと。
- また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応すること。
- (12) 住民の安全・安心を守るため、町村が行っている様々な検査等に要する費用、地域の復興やALPS処理水海洋放出の影響抑制のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用、事故に対応するための職員人件費は、事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続を簡素化するとともに、確実に賠償を行うこと。
- (13) 公共財物の賠償にあたっては、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。
- (14) 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している町村の損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実にかつ迅速に行うこと。
- (15) 中間指針第五次追補決定等を踏まえた追加賠償にあたっては、賠償請求未了者の掘り起こしを積極的に行うとともに、被災者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底し、最後の一人まで確実に賠償を行うこと。また、指針に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、誠意をもって対応すること。
- (16) 事故発生時、県民は原発からの距離に関わらず、放射線被ばくへの恐怖や不安を等しく抱いたことから、「中間指針第五次追補」を踏まえた追加賠償で自主的避難等地域の対象区域圏外とされた地域住民に対し、自主的避難等地域住民と同等の賠償を行うこと。

※令和6年9月1日現在の町村一般会計に係る損害賠償請求額・支払額の状況は
4頁のとおり。

【令和6年9月1日現在 県市町村財政課・県町村会 調べ】

原子力損害賠償 請求・支払い状況（一般会計）

（単位：円、％）

町 村 名	請 求 額	支 払 額	率
桑 折 町	775,120,512	95,178,423	12.3
国 見 町	359,315,127	159,551,219	44.4
川 俣 町	2,244,479,918	1,123,631,216	50.1
大 玉 村	97,684,171	97,684,171	100.0
鏡 石 町	186,361,353	50,452,437	27.1
天 栄 村	41,996,741	41,996,741	100.0
下 郷 町	1,207,110	1,207,110	100.0
檜 枝 岐 村	2,983,328	2,983,328	100.0
只 見 町	1,626,475	1,600,225	98.4
南 会 津 町	14,480,273	14,480,273	100.0
北 塩 原 村	35,016,450	35,016,450	100.0
西 会 津 町	28,150	28,150	100.0
磐 梯 町	8,563,341	8,547,591	99.8
猪 苗 代 町	182,892,856	93,780,364	51.3
会 津 坂 下 町	6,410,445	6,410,445	100.0
湯 川 村	0	0	—
柳 津 町	480,340	57,240	11.9
三 島 町	0	0	—
金 山 町	85,063	85,063	100.0
昭 和 村	0	0	—
会 津 美 里 町	354,375	354,375	100.0
西 郷 村	467,136,890	95,955,893	20.5
泉 崎 村	8,205,289	8,205,289	100.0
中 島 村	112,765,549	36,303,735	32.2
矢 吹 町	486,517,540	38,378,432	7.9
棚 倉 町	32,151,623	32,104,483	99.9
矢 祭 町	22,430,499	22,430,499	100.0
塙 町	17,051,084	15,790,561	92.6
鮫 川 村	366,292,359	366,053,824	99.9
石 川 町	51,892,645	51,892,645	100.0
玉 川 村	2,394,090	2,394,090	100.0
平 田 村	4,745,631	4,745,631	100.0
浅 川 町	16,819,611	14,240,681	84.7
古 殿 町	21,059,565	21,059,565	100.0
三 春 町	47,734,505	40,901,752	85.7
小 野 町	85,516,850	85,516,850	100.0
広 野 町	884,091,701	859,208,435	97.2
檜 葉 町	5,525,267,797	4,493,335,228	81.3
富 岡 町	11,282,272,683	10,406,980,682	92.2
川 内 村	5,078,507,334	4,797,929,710	94.5
大 熊 町	15,828,470,391	14,963,758,671	94.5
双 葉 町	19,831,267,472	11,569,930,386	58.3
浪 江 町	26,482,291,146	10,612,762,726	40.1
葛 尾 村	1,211,299,059	1,156,797,741	95.5
新 地 町	42,940,669	40,305,894	93.9
飯 舘 村	2,783,101,696	2,685,795,509	96.5
町 村 計	94,651,309,706	64,155,823,733	67.8